

蒲郡市公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき蒲郡市が管理する公共基準点の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「公共基準点」とは、次の各号に掲げるものであって、永久標識を設置したものをいう。

- (1) 街区基準点（都市再生街区基本調査によって設置された街区三角点及び街区多角点をいう。）
- (2) 地籍図根点（地籍調査によって設置された地籍図根三角点及び地籍図根多角点をいう。）
- (3) 測量基準点（1級基準点、2級基準点及び3級基準点（相当精度の基準点を含む。）をいう。）

(管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、建設部土木管理課とする。

(公共基準点の使用手続)

第4条 公共基準点を使用する者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（第1号様式）により市長へ申請し、公共基準点使用承認書（第2号様式）により使用承認を受けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、土地家屋調査士会がその会員を包括して公共基準点の使用を申請するときは、公共基準点使用包括承認申請書（第1の2号様式）により市長へ申請し、公共基準点使用包括承認書（第2の2号様式）により使用承認を受けることができる。
- 3 前2項に規定する承認を受け、公共基準点を使用した者は、速やかに公共基準点使用報告書（第3号様式）により使用結果を報告するものとする。
- 4 前項に規定する公共基準点使用報告書には、次に掲げる関係書類を添付しなければならない。
 - (1) 精度管理表（閉合・結合の別を記載）
 - (2) 成果表

(3) 基準点網図の写し

(工事施工の届出)

第5条 公共基準点の付近で、その効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（第4号様式）を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、第7条に規定する公共基準点の一時撤去の承認を申請するときは、公共基準点付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。

2 前項の「その効用に支障をきたすおそれのある工事等」とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公共基準点の付近で行われる掘削工事

(2) 車輛及び重機等の振動により、公共基準点に効用に影響を及ぼすおそれのある杭打ち及び杭抜き工事

(3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

3 第1項に規定する公共基準点付近での工事施工届出書には、次に掲げる関係書類を添付しなければならない。

(1) 位置図、断面図及び平面図（工事施工場所と公共基準点の位置関係を明示したもの。）

(2) 引照点図、又は市長の指示する測量資料

(3) 写真（公共基準点、その周辺及び全引照点を確認できるもの）

(効用の確認)

第6条 工事施工者は、前条第1項に規定する工事等が完了したときは、公共基準点の効用に支障をきたさなかったかを確認しなければならない。

2 前項の規定による効用の確認は、工事着手前と工事着手後との測量結果の対比により行い、別表第1による方法で判定する。

3 工事施工者は、前2項の規定により効用を確認した結果を公共基準点効用確認報告書（第5号様式）により市長に報告し、検査を受けなければならない。

4 前項に規定する公共基準点効用確認報告書には、次に掲げる関係書類を添付しなければならない。

(1) 測量観測図及び点検測量の成果

(2) 完了写真（公共基準点及びその周辺が確認できるもの）

- 5 工事施工者は、公共基準点効用確認報告書において、その効用に支障をきたしたことが判明したときには、第8条の規定により機能回復を行うものとする。

(一時撤去)

第7条 工事施工者は、公共基準点を一時撤去する必要がある場合には、あらかじめ公共基準点一時撤去承認申請書（第6号様式）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する、公共基準点一時撤去承認申請書には、次に掲げる関係書類を添付しなければならない。

(1) 位置図及び平面図(工事施工場所と公共基準点の位置関係を明示したもの。)

(2) 写真(公共基準点及びその周辺が確認できるもの。)

- 3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、
適当と認めたときは公共基準点一時撤去承認書（第7号様式）により、申請者に
通知するものとする。

(機能の回復)

第8条 工事施工者は、前条の承認を受けて公共基準点を一時撤去した場合又は工
事により公共基準点の効用に支障をきたした場合は、原則として当該公共基準点
を廃止し、既設と同様の構造により機能回復し、測量の成果を修正するものとし
る。

- 2 測量成果の修正に必要な手続は、測量法第36条、第37条第3項及び第40
条その他関係法令に基づき行うものとする。

- 3 公共基準点を機能回復する際に、同一構造による設置が不可能な場合は、市長
と協議の上、変更することができる。

- 4 工事施工者は、公共基準点の機能回復が完了したときは、速やかに公共基準点
機能回復完了届（第8号様式）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

- 5 前項に規定する公共基準点機能回復完了届には、次に掲げる関係書類を添付し
なければならない。

(1) 位置図及び平面図

(2) 写真(公共基準点及びその周辺が確認できるもの)

(3) 再設置位置図(再設置前後の位置関係が確認できるもの)

- 6 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失又は毀損した場
合は、前各項を適用する。

(費用負担)

第9条 第6条に規定する効用確認に要する費用は、工事施工者が負担しなければならない。

2 前条に規定する機能回復に要する費用は、工事施工者又は事故原因者が負担しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要であると認めるときは、同項の費用については蒲郡市が負担する。

(測量作業者の選定)

第10条 第6条に規定する効用確認のための測量は、測量法第48条に定める測量士又は測量士補に施工させなければならない。

2 第8条に規定する機能回復のための測量は、測量法第55条第1項の登録又は同条第3項の更新登録を受けている測量業者に施工させなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めのない事項についての取扱いは、必要に応じて市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月18日から施行する。